実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
常総市	水海道東部地区(東町)	令和4年3月4日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	81. 85ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	76. 35ha
③地区内における39才以上の農業者の耕作面積の合計	74. 92ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	48. 61ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	22. 70ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、 $5\sim10$ 年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から

「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策 等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

小貝川の新提と旧提に囲まれた農地であり、東側の水田地域では付加価値を付けた米作も生産されている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地形や80haという面積のため担い手への集約は60%近く進んでいるが、まだ耕作農地は分散しており、 自作地を含め農地の効率化を図っていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを 想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を 行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している 経営体等が位置付けられます。
- 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地の貸付け等の意向)

農委アンケートでは貸付希望農地はなかったが、年齢構成からも今後耕作ができなくなる農地は増えると 考えられます。

(農地中間管理機構の活用方針)

この地域ではすでに中間管理機構を利用した貸し借りは進んでいるが、まだ集約して耕作地をまとめるまで至っていない。今後も新たな賃借地が出るようなときには中間管理機構を利用し、更なる集約を図ってい く。

(基盤整備への取組方針)